破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３５号
佐賀市川副町大字犬井道1338番地
破産者　山崎　勇介
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１
市営東多久駅前団地　Ｂ41号
破産者　隅川　達彦
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
佐賀市大財北町４番4405号
破産者　松本　泰彦
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市千代田町10番28号奥田アパートＮｏ１　103号室、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町香住区一日市375番地の３
破産者　畑中　　勉
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字藤ノ本217番地１
破産者　藤見　勝重
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第３８３号
熊本市東区尾ノ上１丁目39番21号　フィルドハイツ201
破産者　山口千香子
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
福島市宮下町４番14号
破産者　寺井　裕房
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３号
群馬県伊勢崎市中央町１番11号　レヂオンス伊勢崎303
破産者　大澤　康子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
群馬県太田市小舞木町645番地　クプラマンション305号、前住所群馬県太田市内ケ島町1322番地５
破産者　篠田　政行
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６５号
富山県高岡市宮田町３番23号
破産者　平原さき子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８０号
富山県南砺市山見455番地１　山見市営住宅１号棟101号室、前住所富山県南砺市井波2017番地
破産者　金森瓦店こと　東　　利勲(旧姓金森)
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第７７５号
名古屋市名東区天神下125番地　市営天神下荘３棟106号
破産者　佐々木みほか
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４３号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト310号
破産者　萱野　修二
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１４号
愛知県あま市古道屋敷311番地
破産者　原　陽一郎
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３４号
愛知県春日井市岩成台８丁目３番地６　岩成台西団地分譲住宅513号棟103号、従前の住所名古屋市守山区大字下志段味字池段寺955番地　レオパレスゆずり葉の里101号
破産者　吉村収こと　金　　鐘収
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１５号
名古屋市昭和区川名本町１丁目19番地
破産者　岩木呂卓巳
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８７号
名古屋市天白区大坪２－301－２　やすらぎ荘109号、住民票上の住所名古屋市天白区塩釜口１丁目403番地　八事病院
破産者　寺本　繁三
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３８号
愛知県春日井市高山町３丁目21番地14　ゼファーコート高山101号
破産者　横田　由香
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部